

議 事 録 抄 本

令和 8 年 6 月

福崎町農業委員会

令和8年6月 農業委員会議事録抄本

日 時 : 6月17日(水) 15:00～

場 所 : 役場2階 大会議室

【出席者】・・・18名

農業委員

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一	3番 前田 泰良	4番 山本 徳雄	5番 古田 基晴
6番 田中 初美	7番 山口 金丸	8番 植岡 洋子	9番 柳田伸一郎	10番 尾崎 肇
副会長 上阪 英仁	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 埴岡 栄	12番 尾内 奎則	13番 大野 通利	14番 後藤 芳樹	15番 岡 幸司
16番 松岡 隆子	-	-	-	-

【事務局】 山下事務局長、薮内課長補佐、和田

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 上阪 英仁
5番 古田 基晴	15番 岡 幸司

【署名人】

2番 高岡 俊一	3番 前田 泰良
----------	----------

<案件>

議案第11号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可) 1件

議案第12号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定申請承認について

(知事許可) 1件

議案第13号 地域計画の変更に係る意見聴取について

1件

報告第1号 農地使用貸借の合意解約通知について

2件

報告第2号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について

1件

報告第3号 農地法第6条に基づく報告書の確認について

1件

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の使用貸借権設定届出について

1件

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会6月定例会を開催します。

本日、欠席の連絡はございません。農業委員定数12人中12人出席しており、農業委員会等に関する法律第27条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

(一同) <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

2番 高岡 俊一

3番 前田 泰良

委員にお願いします。本日は議案第11号から議案第13号に至る計3議案、報告事項4件について審議願います。

それでは、はじめに議案第11号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(議長) 次に、議案第11号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第11号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可)

(事務局) 4番：資料1～4ページをご覧ください。申請地は、西光寺公民館から北約350mに位置しています。地籍図・写真・配置図を併せてご覧ください。

この申請は売買により露天資材置場へ転用するものです。申請地南側4筆は令和6年度に申請があり露天駐車場で許可が出ております。地図訂正や分筆に時間がかかり、今回の申請になっております。また、XXXXXXXXXX及びXXXXXXXXXXは払い下げの手続き中です。近隣に農地を集約した農家がおらず、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第5条の申請の許可要

件は満たすものと考えます。
以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 11 号について、現地調査済ですので報告願います。

(古田委員) 4 番：現地では、管理されていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 11 号について、質疑はありませんか。

＜なし＞

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 11 号について、討論はありませんか。

＜なし＞

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 11 号について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞ [賛成 11：反対 0]

(議 長) 全員挙手でございますので、議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 1 件について、原案の内容で県へ進達することといたします。

(議 長) 次に、議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について
(知事許可)

(事務局) 5 番：資料 5・6 ページをご覧ください。申請地は、田口公民館から南東約 300m に位置しています。地籍図・写真・配置図を併せてご覧ください。
この申請は使用貸借権を設定し住宅へ転用するものです。申請人は親子であり、地元集落に戻って住宅を建築するための申請です。転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第 5 条の申請の許可要件は満たすものと考えます。
以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。

議案第 12 号について、現地調査済ですので報告願います。

(古田委員) 5 番：現地では、管理されていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 12 号について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 12 号について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 12 号について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 11：反対 0]

(議 長) 全員挙手でございますので、議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認 1 件について、原案の内容で県へ進達することといたします。

(議 長) 次に、議案第 13 号 地域計画の変更に係る意見聴取について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第 13 号 地域計画の変更に係る意見聴取について

(事務局) 別紙をご覧ください。今回、変更は 1 地区となっております。変更の内容は、農地転用のための除外です。
以上です。

(議 長) 議案第 13 号について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 13 号について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 13 号について、「特段の意見なし」に賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞ [賛成 11：反対 0]

(議長) 全員挙手でございますので議案第 13 号 地域計画の変更に係る意見聴取について、「特段の意見なし」と回答することといたします。

(議長) 続きまして、報告事項です。
事務局から説明をお願いします。

(事務局) 報告第1号 農地使用貸借の合意解約通知について

資料 8 ページをお開きください。使用貸借の合意解約通知が 2 件出たことを報告します。

報告第2号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書について

資料 9 ページをお開きください。その他申出に基づく証明、農地基本台帳
原本証明を 1 件 計 1 件を発行したことを報告します。

報告第3号 農地法第6条に基づく報告書の確認について

資料 10 ページをお開きください。事業状況等の報告書が提出され、それにより、農地所有適格法人要件確認書を作成し、状況を把握したことを報告します。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の使用貸借
権設定届出について

資料 11 ページをお開きください。令和 8 年 6 月 3 日付けで、届出され受理いたしましたことを報告いたします。

以上です。

(議長) 報告事項について、質疑はありますか。

<なし>

< 15 : 16 終了 >

○次回農業委員会開催日・・・7月17日（金）16:00～

場所：役場2階 大会議室

署 名 人	高岡 俊一
署 名 人	前田 泰良